

13. 「著作権」

本時のポイント

1. そもそも著作権とは何かについて、その概要を理解します。

(1) 知的財産権

著作権は、特許権などとともに、知的財産権（知的所有権とか無形財産権ともいう）の一部です。まず、知的財産権について理解しましょう。

■知的財産権；

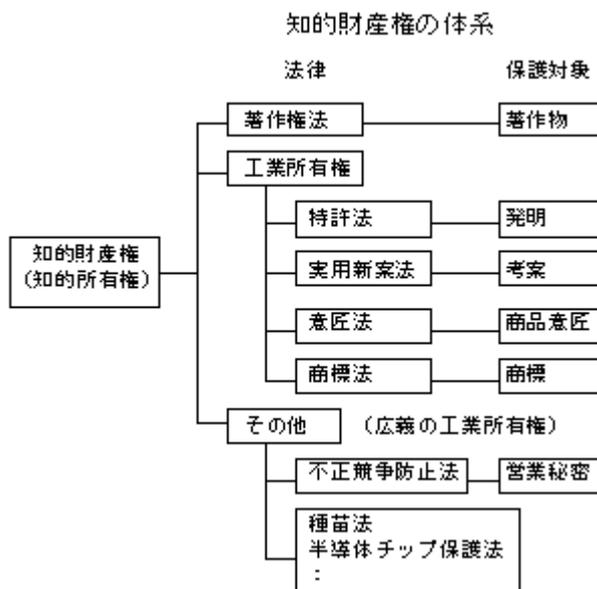
文化庁

<http://www.bunka.go.jp/index.html>

①知的財産権の意義

カネやモノは眼に見えますし、他人に渡せば自分はそれを失います。それに対して、創作した音楽や考案したアイデアは無形のものであり、それを他人が勝手に利用しても、自分の音楽やアイデアがなくなることはありません。

知的財産権とは、発明や著作など人間による知的成果に対する権利と、商標など営業上の無形の財産を保護する権利などを総称した概念です。



文化や産業の発展のためには、このような知的成果を広く公開して活用することが望まれますが、反面、苦勞して作成した文書や音楽、苦勞して考えた発明などを他人に勝手に利用されたのでは、最初に創作・発明した人の苦勞に応えることができません。創作・発明した人に利用に関する権利を認めることにより、これらの成果を公表し

ても、名譽や利益を確保できるようにしようという考え方が知的財産権の基本です。

②知的財産権の体系

知的財産権法という法律はなく、著作権法と工業所有権（産業財産権）関係の多くの法律からなる体系です。工業所有権関係は、狭義には、発明や工夫などを対象とする特許法と実用新案法、デザインを対象とする商標権法や意匠権法があり、広義には、営業秘密を対象にした不正競争防止法や種苗や半導体チップなどを保護する多くの法律を含んでいます。その体系を下図に示します☆。

③著作権とは？

■著作権法全文；

<http://www.cric.or.jp/db/article/article/1.html>

著作権法の全文は、下記サイトなどにあります。

(<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S45/S45H0048.html>)

④著作権法の目的

著作権法第1条（目的）では、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」としています。☆せっかく苦勞して作った文書や音楽を、他人が自分が作ったようなふりをして発表されたら迷惑ですし、時間や費用をかけて出版したのに、勝手にコピーしてばらまかれたら本が売れなくなり経済的な損害も受けます。これでは、著作をするインセンティブがありませんし、第三者に使われないように秘密にしてしまうでしょう。それでは文化の発展が阻害されてしまいます。

文化の発展のためには、著作をした人の権利を保証することにより、著作をすることを支援すること、他人の著作を円滑に利用できるようにすることが必要です。それを法律にしたのが著作権法なのです。

第2条（定義）の1では「著作とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう。」としています。すなわち、著作権とは、人間の思想、感情を創作的に表現したものである著作物を保護するための権利です（第2条2以降で、実演や公衆送信についての定義がありますが、ここでは割愛します）。

著作というと学術的・芸術的に高度なものと解釈されがちですが、それを評価する基準はありませんので、著作権法では創作性（オリジナリティ）だけが判断基準です。ですから、メモ書きにしたものでも子供の描いた絵でも、その学術的芸術的価値はともかく、オリジナリティは十分にあるのですから、立派な著作物であるといえます。

■楽しく学ぶ著作権；

<http://www.kidscaric.com/>

なお、著作権法では「表現」だけが対象になります。ですから発明に関する論文であっても、その論文の表現だけが保護対象になり、発明内容そのものは著作権法の保護対象ではありません。発明を保護するのは特許法です。

⑤著作権の発生と消滅

著作権は、公表したか否かに関わらず、著作が行なわれた時点で自動的に権利が生じます。

著作権に関する国際条約にはベルヌ条約と万国著作権条約があります。万国著作権条約は方式主義で、©マーク（(c)でもよい）の表示（著作した人が自由に付けられる）をすることにより著作権が生じますが、ベルヌ条約は無方式主義で、著作をした時点で自動的に著作権が生じます。日本は両方の条約に加盟していますので、©マークは必要がないのです。

現在は、ほとんどの国がベルヌ条約に加盟しているので、©マークの必要はないのですが、国内の法律や慣習に違いがあるので、特に著作権を主張したいときには©マークをつけておきましょう。

■「ミッキーマウスの著作権はいつ切れるのか??」；

http://www.geocities.jp/shun_disney7/club1.html

著作権の有効期間は、一般的には著作権者の死後70年、法人等が著作権者の場合は公表後70年となっています。著作権の有効期間は、次第に延長されてきました。ミッキーマウスの映画の著作権が切れる頃になると米国での著作権延長が話題になるというのが・・・

⑥著作権の侵害

著作権の侵害とは、著作権者（著作権を持っている人）の権利を侵害することです。他人が著作権を侵害したときには、著作権者は、侵害した人に対して掲載の取りやめや損害賠償を要求することができます。逆にいえば法的に訴えることができるのは著作権者だけで、著作権者が自分で権利を侵害されたと思わなければ問題にはなりません。だからといって、見つからなければよいというのは、見つからなければ泥棒をしてもよいというのと同じことです。

なお、場合によっては偶然の一致で他人と同じ著作をすることもあります。著作権は創作性が対象ですから、このような場合は著作権の侵害にはなりません。両者がそれぞれの著作に著作権を持つこととなります。

⑦Webページと著作権

インターネットの普及は、Webページの公開などにより、個人がマスコミのような情報発信の機会を与えました。ところが、作家・芸術家・研究者など以外の一般個人にとって、これまでは著作権は無縁な存在でしたので、知らないうちに著作権を侵害してしまうことがあります。それで、著作権に関心を持つことが求められているのです。

著作権法では、公衆により直接受信されることを目的として無線通信又は有線電気通信の送信を行うことを公衆送信といい、そのうち公衆からの求めに応じ自動的に行うものを自動公衆送信といいます。インターネットに接続したWebページはこれに該当します。

また、Web ページとして登録することは、送信可能化になり、登録したこと自体で、出版したことと同様な公開をしたことになりません。

Web ページでも出版などと同様に著作権の規制がありますが、いくつかの注意事項を掲げます。

(a) 他ページからの転載

「戻る」ボタンや横線のリボンなどのちょっとした画像であっても著作物です。しかもこれらの使用は必然性がないので引用には該当しません。無断での利用は著作権侵害にあたります。

利用を許可しているページもありますが、個人利用に限るとは、商用を除くなどの制限を設けているものもあるので留意しましょう。

(b) 引用の曖昧性

引用をするにはルールがあります（後述）。それを守らないと引用だとはいえません。また、引用をする場合、必ず著作権者の許可を求めることは義務化されてはいませんが、多くの著作物では許可を得るように表示されていますし、許可を得るのがエチケットだともいえます。

(c) URL のリンク

他サイトへのリンクやURL の表示を無断で行っても著作権の侵害にはならないというのが、定説ではありませんが一般的な見解のようです。この場合でも、リンク先が他人のページであることを明示する必要があります。ある画像だけを自分のページに取り込むだけのリンクは不当だといえます。

(2) 著作権法の保護対象

著作権法で保護される対象には、著作財産権と著作者人格権があります。著作財産権は他人に譲渡することができますが、著作者人格権は譲渡できません。

①著作財産権

著作財産権とは、著作者に無断で他人に著作を利用されないという権利であり、例えば図書を著述してその図書が売れたら印税が入りますが、勝手にコピーされたら印税収入が入りません。無断コピーを禁止するというように、著作による利益を保護する権利です。著作財産権の主要内容には次のものがあります。

複製権：上記のように、無断でコピーさせない権利です。

公衆送信権：無断での放送や上演などを禁止する権利です。社内のサーバに掲載することも含みます。

貸与権：著作物のコピーの貸与により公衆に提供するのを禁止する権利です。

翻訳・翻案権：勝手に他人の著作物を翻訳したり翻案したりしてはならないという権利です。

②著作者人格権

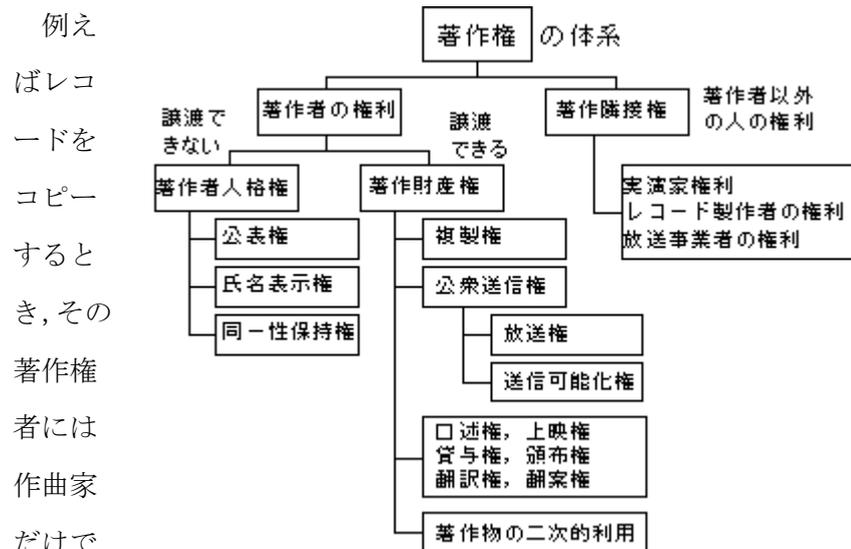
著作者の名誉を守り、不快な事態になることから保護する権利です。

公表権（第18条）：著作物を公表するかしないか、いつ、どのような方法で公表するかといった権利です。

氏名表示権（第19条）：著作者の氏名を本名にするかペンネームにするか匿名にするかといった権利です。

同一性保持権（第20条）：著作物の題名や内容を勝手に変更させない権利です。

③著作隣接権



はなく、演奏者やレコード製作者など、その作品に関与した人たちも著作権を持ちます。そのような著作権隣接者の権利を著作権隣接権といいます。

(3) 著作権の対象外

そもそも著作権は文化の発展に寄与するためのものですから、一定の制限のもとに他人が利用することはできます。これには複雑な条文があり解釈も定まっていらないものもありますが、主なものを列挙します。

(a) 国等の著作物 (第13条)

憲法その他の法令、国や地方公共団体などによる告示・訓令・通達、裁判所の判決などは、著作権法の対象になりません。

(b) 私的利用 (第30条)

個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とするときにコピーをするのは認められます。しかし、それを配布するはいけません。

(c) 図書館等における複製 (第31条)

公衆の利用に供することを目的とする図書館等では、営利を目的としない事業として、図書館資料を用いて著作物を複製することができます。

(d) 引用（第32条）

自分の著作の中の一部に他人の著作の一部を引用することは許されます。しかし、それには、引用の必然性があること、自分の著作が主で引用が従の関係があること、引用部分が明確に区分されること、出所を明示することの条件を満足しなければなりません。

■学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン；

<http://www.jbpa.or.jp/35-guideline.pdf>

(e) 学校の授業での複製（第35条，第36条）

授業に必要な資料を教員や学生がコピーして学生に配布するとか、上映して見せることは許されます☆。しかし、企業での勉強会でコピーを配布するというのには含まれません。また、試験問題での利用も認められています。

(f) 障害者への支援（第33条，第37条）

障害者のための教科用拡大図書，点字による複製，専ら聴覚障害者の用に供するための放送などが認められています。

(g) その他

事実の伝達にすぎない雑報及び時事の報道などは著作物ではないとされています（第10条の2）。また，新聞紙又は雑誌に掲載して発行された政治上，経済上又は社会上の時事問題に関する論説などは，利用を禁止する旨の表示がなければ，利用できます（第39条）。公開して行なわれた政治上の演説等も利用できます（第40条）。

(h) 「著作権・プライバシー相談室」

コンピュータソフトウェア著作権協会（ACCS）は著作権の認識普及に力をいれていますが、著作権および プライバシーについての質問をメールで受け付けています。

（４）情報システムと著作権

①プログラムの特徴と著作権法

プログラムは、コンピュータで稼働できて価値を持つのですから、一般の著作物とはやや異なる決まりがあります。

（a）著作物の範囲

プログラム言語、規約、解法は保護対象になりません（第10条の3）。

プログラム言語とプログラムは違います。例えばC言語の命令や構文は対象にはなりませんが、それを用いて作成したプログラム（原始プログラムも実行プログラムも）は対象になります。プログラム言語の仕様書や解説書は保護対象になります。また、解法は特許になる場合もあります。

（b）創作年月日の登録

公表の有無に関係なく、著作した段階で著作権が発生します。これはプログラムでも同じですが、プログラムではそれを証明してもらうために、創作年月日の登録を受けることができます（第76条の2）。

（c）プログラムの複製

プログラムの所有者は、バックアップ用など必要と認められる限度において複製することができます（第47条の2）。当然ながら、取得時に、不正に作成された複製だと知っていて使用することは著作権の侵害になります（第113条）。

(d) 同一性保持権

一般的には、著作者の同意を得ないで著作物の変更、切除その他の改変をするのは著作権侵害になります（第20条）が、プログラムが特定のコンピュータで利用できるようにするため、またはより効果的に利用し得るようにするために必要な改変は認められます（同条の2）。

②データベースの著作権

ここでのデータベースとは、論文、数値、図形その他の情報の集合物であり、それらの情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの（第2条）であり、データベースでその情報の選択又は体系的な構成により創作性を有するものは、データベースそのものが著作物として保護されます。そして、データベースを構成する内容は、その著作者の権利になります（第12条）が、それが単なる数値だけのものは対象になりません。

③著作権の帰属

プログラムは作成者と利用者が異なるのが通常です。それで、誰が著作権を持つのが大きな問題になります。なお、以下の事項はプログラム本体だけでなく、その仕様書や付帯文書など全般に共通します。

(a) 職務上作成する著作物の著作権

著作物は著作をした個人に著作権がありますが、特に定めがないときは、従業員が業務上作成した著作物は、従業員ではなく会社に著作権があります。これはプログラムでも同じです（第15条）。

(b) 派遣労働者による開発での著作権

プログラムの作成を外部に依頼する形態として、派遣と請負があります。派遣とは、派遣元企業の従業員が派遣先企業にきて、派遣先企業の指示命令により作業する形態です。この場合は派遣労働者は

派遣先企業の従業員と同じ取扱になるので、その著作物の著作権は派遣先企業に帰属します。

(c) 請負契約で外注したときの著作権

請負とは、受注者が発注者の要件を満たした成果物を納入する契約であり、その作業方法は受注者の裁量に任されています。システム開発を請負契約で発注したとき、その契約により受注企業の従業員が受注企業の職務として作成した仕様書やプログラムは、それらの著作権は受注企業に帰属します。

請負契約の場合では、発注者企業は作成のための費用を払ったのに、その成果物の著作権がありません。そのプログラムを第三者に提供することができません。しかも、プログラムや仕様書を発展させて作成した多くの成果物が、自由に利用できなくなるなどの不都合が生じます。

それで契約時に、

- ・ 著作権は譲渡できる（第61条）ので、著作権は発注者に譲渡する
- ・ 著作者人格権は譲渡することができない（第59条）が、受注者は著作者人格権を行使しない

という契約を結ぶことが必要になります。

しかし、作成したシステムでは、受注先が汎用的に持っていたものを利用した部分もあるし、あるいは受注先がさらに他の会社に外注して作らせた部分もあるなど、複雑な関係が存在します。後でトラブルが生じないように、契約時に明確にしておく必要があります。

④ 購入プログラム

プログラムのなかには、自社仕様による自社作成や外注作成以外に、OSやERPパッケージなど市販のプログラムが多くあります。

(a) 不正複製ソフトの禁止

取得時に、不正に作成された複製だと知っていて使用することは著作権の侵害になります（第113条）。

■ソフトウェア管理
ガイドライン；

[http://www.meti.
go.jp/policy/netse
curity/downloadfil
es/softkanri-guide
.htm](http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/softkanri-guide.htm)

経済産業省では、平成7年に「ソフトウェア管理ガイドライン」（<http://www.meti.go.jp/policy/netsecurity/downloadfiles/softkanri-guide.htm>）を策定しましたが、このガイドラインは「ソフトウェアの違法複製等を防止するため、法人、団体等を対象として、ソフトウェアを使用するに当たって実行されるべき事項をとりまとめたもの」です。

(b) ライセンス契約の意味

通常、ソフトウェアを購入するということは、そのソフトウェアの利用権を得ることになります。ですから、「プログラムの特徴と著作権法」で示したバックアップ用など必要な複製や自分のコンピュータで動作するための変更はできますが、それ以外の複製は著作権侵害になります。

(c) サイトライセンスとボリュームライセンス

利用権の範囲は、個人利用の場合では、1台のコンピュータだけにインストールできるのが通常ですが、企業や団体を対象とした契約には、サイトライセンスやボリュームライセンスがあります。両者にはニュアンスの違いはありますが、厳格な区分はなく、両者を組み合わせたものもあります。

・ボリュームライセンス

大量の利用権を一括して契約することにより割引制度を適用する。ソフトウェアそのものは1セットが提供され、それを契約で定めた多数のパソコンにインストールする。

・サイトライセンス

会社などの利用場所を限定したもので、その場所のなかであれば台数や人数に制限なく使用できる。

それらを組み合わせたものとして、1台のサーバにインストールするが、その利用者の数をパソコンの数、ユーザIDの数、同時に利用できるジョブの数などで制限するものもあります。

(d) フリーソフト

フリーウェアというソフトがありますが、一般的にこの「フリー」には二つの意味があります。それにより、著作権が大きく異なりますので、該当ソフトウェアの注意事項をよく読むことが必要です。

・フリー＝無料：無料で利用できる

個人で用いるのは自由ですが、著作権は作成者にあります。それを勝手に配布したり改変したりすることはできません。Adobe Readerなどがこれにあたります。

・著作権からの自由：オープンソースソフトウェア

ソースコードを公開し、再配布、改変、

派生ソフトウェアの開発・公開などを認めたものです。そのなかには、販売する自由さえ含むものもあります。これらのルールを明示したものに、GNU/GPLがあります。Linuxなどがこれにあたります。

本時の重要事項

1. 知的財産権とは、発明や著作など人間による知的成果に対する権利と、商標など営業上の無形の財産を保護する権利などを総称した概念です。
2. 著作権法第1条（目的）では、「この法律は、著作物並びに実演、レコード、放送及び有線放送に関し著作者の権利及びこれに隣接する権利を定め、これらの文化的所産の公正な利用に留意しつつ、著作者等の権利の保護を図り、もって文化の発展に寄与することを目的とする。」としています。